

(令和8年10月現在)

宝塚市立宝塚すみれ墓苑 樹木葬式墓所 ご使用上の注意事項、Q&A

お申込みに際し、注意事項やよくあるお問い合わせをまとめましたので、ご一読下さい。

樹木葬式墓所 全体に関すること（以下、文面内の「埋蔵」とは「納骨」を表します。）

1	樹木葬式墓所の使用にあたっては、「墓地、埋葬に関する法律」、「宝塚市営霊園条例」、「宝塚市営霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
2	次の場合には、樹木葬式墓所の使用許可が取消されます。 ・ 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。 ・ 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。 ・ 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又は宝塚市営霊園条例施行規則に違反したとき。
3	法要等について、市では慰霊祭などの祭祀行事は行いませんが、埋蔵や墓参の際に各自で法要等をなさることに特に制限は設けていません。 他の墓参客の迷惑にならないこと、墓参客が多い盆、彼岸の時期は避けていただくこと、施設が破損又は破損する恐れがないことに留意していただいた上で自由に行ってください。
4	市において樹木や花々の育成、維持管理等を行います。シンボルツリーにおきましては万一、樹木が枯れたり、根付きが悪い状況などにより植え替えを行うことがあります。 また、土壌や気候条件など風土に合わないと判断した場合は樹種を変更する可能性があります。 ガーデニング型におきましては、一年草もありますので、植え替え作業があります。 これらの点につきまして、ご了承くださいますようお願いいたします。
5	原則毎月、第1火曜日を樹木葬式墓所の保全作業日として定めます。 この日は墓所内の剪定や施肥、維持管理全般に要する作業日として、職員以外は立入不可とさせていただきます。 また、共同埋蔵型への埋蔵や改葬（お骨を移すこと）も保全作業日に行います。 第1火曜日が祝日や正月三が日の場合、また悪天候等の事由により作業ができない場合においては、保全作業日を翌日にするなど変更することがあります。

申込に関すること

	お問い合わせ内容	回答									
1	申込用紙はどちらを使えばよい か。	次の表のとおりです。 <table><tr><th>埋蔵される方</th><th>使用する申込用紙</th></tr><tr><td>生前1名</td><td rowspan="3">生前・焼骨所持用</td></tr><tr><td>生前2名</td></tr><tr><td>生前1名、焼骨1名</td></tr><tr><td>焼骨1名</td><td rowspan="2">焼骨所持用</td></tr><tr><td>焼骨2名</td></tr></table> ※共同埋蔵型はお一人につき1枚使用してください。	埋蔵される方	使用する申込用紙	生前1名	生前・焼骨所持用	生前2名	生前1名、焼骨1名	焼骨1名	焼骨所持用	焼骨2名
埋蔵される方	使用する申込用紙										
生前1名	生前・焼骨所持用										
生前2名											
生前1名、焼骨1名											
焼骨1名	焼骨所持用										
焼骨2名											
2	身寄りがなくても生前のうちに申 込は可能か。 埋蔵はどうなるか。	申込可能です。 身寄りがない場合はご自身により「生前・焼骨所持用」 の申込用紙にてお申込みください。 知人や民生委員の方など、将来埋蔵を託す予定の方を 指名していただきます。 (あくまで申込時点での予定者です)									
3	骨入れ袋を見たい。	宝塚市役所 生活環境課窓口と現地管理事務所にサン プルをご用意しています。									
4	複数人を申し込む際に住民票も人 数分必要か。	※下記いずれも同時申込が条件です。 ※住民票は全て本籍記載、3ヶ月以内に発行されたもの ・申請者が1人、埋蔵される方が複数の場合、申請者 の住民票は1通で可。 ・夫婦が生前に互いに申し込む場合、同一世帯であれば、 住民票は世帯全員のものを1通で可。 ・子が両親のために生前申込をする場合は、子と両親 が同一世帯内であれば、世帯全員のものを1通で可。 別世帯であれば各々必要です。 ・焼骨所持で1人の申請者が複数申し込む場合、住民票 は1通で可。									
5	他墓地から改葬で申し込む際、改葬 許可証の氏名が「〇〇家先祖代々」 や住所等が「不詳」と記載されて いても申込可能か。	改葬許可証があれば申込可能です。									
6	維持管理不要とあるが、どういう 意味か。	樹木葬式墓所は墓所の清掃、樹木や草花の育成や剪定 などの管理作業を市において行いますので、使用者や ご家族様におかれましては維持管理作業の必要はな く、埋蔵後は自由に墓参していただけます。 また、代々、使用权を引き継いでいく一般墓所とは違 い、樹木葬式墓所は管理料が不要です。									

使用、埋蔵に関すること

	お問い合わせ内容	回答
1	申込時に各墓所内の個別カロートの位置は指定できるか。	指定できません。 例えば、「小型シンボルツリー型（シデコブシ）」など、墓所の指定をしていただきますが、墓所内の個別カロートの位置は市において決定します。
2	各墓所の埋蔵方法について知りたい。	大型シンボルツリー型、小型シンボルツリー型、ガーデニング型については石材店立ち会いのもと、使用者の方に埋蔵していただきます。 共同埋蔵型においては、埋蔵当日は献花台の前にお骨を一時的に置き、手を合わせていただけます。 その後、保全作業日（原則毎月第1火曜）に職員が墓所へ埋蔵します。 なお、保全作業日までの間は宝塚すみれ墓苑内の鍵のかかった部屋にてお骨を保管いたします。
3	小型シンボルツリー型、ガーデニング型の使用期間20年とはいつから開始か。 また、共同埋蔵型へ改葬する日を知りたい。	使用期間20年は埋蔵から20年ではなく、 <u>使用許可日（使用許可証に記載）から起算して20年</u> となります。 共同埋蔵型への改葬は使用許可日から20年が経過する日に改葬します。（改葬日は使用許可証に記載しています。） なお、 <u>使用期間中に埋蔵されなかった場合は、個別カロートには埋蔵されずに共同埋蔵型へ直接埋蔵されることとなります。</u> ご了承のうえお申込み下さい。
4	石板について知りたい。	石板は使用者の手配で埋蔵日までに設置していただきます。サイズの指定はありますが、石種や刻字内容は自由です。石材店の指定ありません。 設置の際は事前に工事申請をしていただいたうえで設置作業を石材店に依頼してください。 小型シンボルツリー型とガーデニング型においては使用期間20年の経過後は市において撤去します。 <u>なお、石板の寸法は幅44cm、奥行き44cm。高さが前面5cm、背面10cmでどちらの面も形状は四角にしてください。また石板全体の高さは10cm以内としてください。</u> <u>デザイン性のある石板をお考えの方は、事前に市生活環境課まで設置可否をご確認ください。</u>

	お問い合わせ内容	回答
5	骨入れ袋の扱いについて知りたい。	大型シンボルツリー型、共同埋蔵型では、埋蔵の届出時に骨入れ袋をお渡ししますので、焼骨を移し替えたうえで、埋蔵日に現地へお持ちいただきます。その際、故人様の生前の氏名を骨入れ袋へ直接記入してください。記入は油性のマジックをお願いします。 小型シンボルツリー型、ガーデニング型では、骨壺のまま現地へ持参していただきます。20年間の使用期間経過後に職員が骨入れ袋へ移し替え、共同埋蔵型へ改葬します。
6	2体の焼骨を1つの骨壺または骨入れ袋に入れて埋蔵は可能か。	大型シンボルツリー型、小型シンボルツリー型、ガーデニング型は2体まで埋蔵可能です。 共同埋蔵型はお一人当たりの使用料であるため、料金は2体分ですが、骨入れ袋に入れば可能です。
7	小型シンボルツリー型、ガーデニング型に埋蔵できる骨壺の大きさを知りたい。	カロートの内寸法は幅、奥行き、高さはいずれも30cmです。 骨壺が1つの場合は、目安として7寸まで（幅及び奥行き24cm、高さ26.5cmまで）の大きさにしてください。 骨壺が2つの場合は、目安として5寸程度であれば2つ入ります。 骨壺をお持ちになられる際は十分注意してください。また、あらかじめ骨入れ袋に移した状態でも埋蔵可能です。
8	墓じまいをして申込みしたいが、お骨を取り出す段階で骨入れ袋に入りたい。埋蔵手続き前にあらかじめ受け取ることは可能か。	可能です。 ご事情を職員へお伝えください。
9	樹木葬式墓所から焼骨を出したい（改葬したい）が可能か。	大型シンボルツリー型、小型シンボルツリー型、ガーデニング型で個別カロートに埋蔵されている間は改葬可能です。 ただし、使用者がお亡くなりになっているなど、不在の場合は改葬出来ません。 またその場合、使用料の還付は出来ません。 <u>※共同埋蔵型へ埋蔵された焼骨は一切返還することが出来ません。ご了承のうえお申込みください。</u>

	お問い合わせ内容	回答
10	記名板に連名刻字をする場合、どちらかが生前のうちに刻字されるのは抵抗がある。後に連名とすることは可能か。	可能です。 先に埋蔵される方の埋蔵時に合わせて刻字することも、後に埋蔵される方の埋蔵時に合わせて刻字することも出来ます。 また、当初は1名のための刻字としておき、後に埋蔵される方の埋蔵時に連名の刻字の記名板使用を申込む（別途使用料が必要）ことで連名の刻字にし直すことは可能です。 なお、生前のうちに刻字する場合でも赤字ではなく黒字です。
11	記名板への戒名表記は可能か。	不可です。生前の氏名を刻字します。
12	記名板に「〇〇家」と表記させたい。	「〇〇家」という刻字は出来ません。 記名板への刻字内容は原則、以下の3種類のみです。 (1)埋蔵者名のみ (2)埋蔵者名、生年月日、死亡年月日 (3)埋蔵される方の連名 詳しくはパンフレットをご確認ください。
13	使用許可を受けた墓所から別の墓所に変えたいが可能か。	次の手続きが出来る場合で、かつ変更希望の墓所の募集があれば可能です。 ・共同埋蔵型の場合、未納骨で使用取りやめの手続きを行うこと。 ・大型シンボルツリー型、小型シンボルツリー型、ガーデニング型の場合、未納骨の状態はもとより、個別カロートに埋蔵されている間であれば改葬のうえ返還手続きを行うこと。
14	名義変更はできるか。	一般墓所は代々、使用権を引き継いでいくものですが、樹木葬式墓所において、名義変更はできません。
15	使用許可証を紛失した。	手続きのうえ、使用許可証を再交付します。 手続きには次のものがが必要です。 ・使用者本人の住民票 (本籍記載、3ヶ月以内に発行されたもの) ・手数料400円（令和8年10月現在） ※埋蔵が済んでいる場合は樹木葬式墓所の手続きで今後使用許可証が必要になることはありません。

	お問い合わせ内容	回答
16	住所、本籍、氏名等が変わった。	手続き後、記載内容を変え、使用許可証を交付します。手続きには次のものがが必要です。 ・樹木葬式墓所使用許可証 ・住所変更の場合、使用者本人の住民票（同上） ・本籍変更および氏名変更の場合、戸籍謄本 ※埋蔵が済んでいる場合はこれらの手続きは不要です。
17	埋蔵予定者を変更したい。	使用者の申出により、埋蔵予定者を変更することができます。（ただし、共同埋蔵型は変更できません）手続きには次のものがが必要です。 ・樹木葬式墓所使用許可証 （変更後の埋蔵予定者が生前の場合） ・埋蔵予定者の住民票 ・使用者と埋蔵予定者の親族関係が確認できる書類 （変更後の埋蔵予定者が亡くなっている場合） ・埋火葬許可証、改葬許可証、火葬済証明証、埋蔵証明書、分骨証明書のいずれか原本
18	樹木葬式墓所を使用しなくなつた。	使用者が焼骨を埋蔵していない場合で、使用許可日から5年以内に樹木葬式墓所の使用取りやめの届出をされた場合に限り、当初に納入された使用料の半額を返金します。ただし、使用者が亡くなられた場合は、お手続きができませんので、ご注意ください。
19	記名板の作成をやめたい。	記名板は使用料入金確認後、すぐに業者へ作成を依頼するため、返金はできません。使用料入金前であれば、申請を取り下げすることができます。